

## ステープル商人の形成とエドワード・二世の経済政策

山村, 延昭

<https://doi.org/10.15017/2920493>

---

出版情報 : 経済論究. 4, pp.1-18, 1958-11. 九州大学大学院経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

## ステープル商人の形成と エドワード一・二世の経済政策

山 村 延 昭

周知のように、イギリスにおける絶対主義の成立は、1485年のヘンリー七世の即位に求められる。このチューダー王朝の成立によつて、イギリスは過去数十年にわたる内乱から抜け出て、強力な中央集権国家を成立させることに成功したわけであるが、この絶対王制成立の背景には、農村毛織物工業の展開を基礎とした国民的商業資本、なかんずくマーチャント・アドベンチャラーズの強力な支持があつたのである。アドベンチャラーズを先頭とする新興市民階級は、絶対王制の成立を促進することによつて、強力な国家的被護の下に、国内市場を統一し、かの重商主義的世界征覇の道を歩まんとし、王もまた、かかる新興市民階級との提携を強めることによつて、貴族を抑圧し、王権の強化を計ることとなつたのである。

ところで、このような王権と商業資本との相互依存関係は、チューダー絶対王制の成立をまつて初めて生じたわけではなく、それより二世紀前、早くもエドワード一世の国民的統一化政策の中に求めることができる。そこでわれわれは、ひとまず、このエドワード一世の時代に始まつた王権と商業資本との関係を明らかにすることによつて、「絶対主義と商業資本」という現代的課題に対する若干の解明を得ることができればと思うのである。

- (1) だからといつて私は絶対王制の主体的・社会的基礎が、商業ブルジョアジーの上のみあつたというのではない。それと同時に、封建貴族の上にも王権の基礎がおかれだことは紛れもない事実である。この点についての考察として白杉庄一郎氏の「絶対主義論」（旧著「絶対主義論批判」改定版）がある。

まず初めに、エドワード一・二世の政策を明らかにする手掛りとして、簡単に当時（13世紀末）の経済構造について、羊毛の生産および流通を中心としながら述べておこう。

## 1

13世紀から14世紀の30年頃にいたるまでは「領主経済の全盛期」(E・パワー)であつた。土地制度は完成し、穀物生産は増大している。12世紀のフランダース工業<sup>(1)</sup>の展開はイギリス産羊毛に対する需要の増大<sup>(2)</sup>となつて現われ、牧羊業は急速に発達した。新たに修道院が建設され、大規模に羊毛生産を行なうようになり、13世紀から14世紀にかけて領主的形態での羊毛生産の全盛期が訪ずれる。<sup>(3)</sup>

例えば1259年ウインチェスター司教は約29,000頭、1276年修道院長 Robert de Skyrena は約11,000頭、また st. Suirthum 女子修道院は14世紀の初頭に20,000頭、1303年リンカーン伯 Henry Lacy は13,400頭、<sup>(4)</sup> Fenland 修道院は16,300頭の大牧羊群を所有していた。

しかしながら領主経済の繁栄は他方の極に、同時にその崩壊の過程を含むのである。農民的经济の発展のことである。領主的商品経済と農民的商品経済との対立・抗争、このような過程は13世紀末の領主経済の全盛期とともに、ますます激しくなつていつた。<sup>(5)</sup>

1275年の Hundred Rolls によれば、オックスフォードシヤの或る村では、10人の上層農民がそれぞれ50頭の羊を、6頭の牡牛とともに、共有地に放牧していた事実が示されている。

また農民と領主の羊の持分の割合をみると、南ヴァイルドシヤの修道院財産の記録(1225—1240年)は、テナントノの55%以上が自分の羊を持つていたことを明らかにしている。だが地域によつて農民の牧羊業の発展の程度は異なつており、South Domerham では198名の農民は、その領主 Glastonbury Abbey の所持する570頭の羊に対し376頭を所有し、Berwick の Shafesbury 修道院マナーでは、修道院400に対し農民は484頭を、Tysbury や West Hatch の農民は、前記修道院の250に対し1,333頭の羊を、また Dinton や Teffont では、同じ修道院の378に対し1,181頭の羊を所有していた。<sup>(6)</sup>

以上の事実を通じてわれわれは、農民経済と領主経済の対立がますます激

しくなり、前者の発展が次第に後者を凌駕してゆく過程を推察することができる。

領主経済と農民経済の発展は、生産力の増大を意味し、また商業的農業の発展を示す。農民経済が商業に巻き込まれた結果、13世紀には多くのマナーでは賦役と現物地代から貨幣地代に転化していった。この現象は、西部・北部・東部諸州など非典型的マナーが支配的な中・小規模所領において著しくみられ、すなわちそこでは領主の支配は弱く、領主の保有する農奴労働力は微弱であり、しかもマナー経営は牧羊業を中心としているため、領主は賦役労働に依存することは極めて少なく、彼等の経済的利益は雇用労働の有利な使用ということにかかっていた。したがってそこでは、自由民を中心とし農民経済は、貨幣地代の成立に支えられてますます発展し、農民層の階層分化を引き起すこととなり、中農は没落し始め、上層農民の一部は、農業経営者化してきた中・小領主と共に、富農層を形成することになった。これが大体に13世紀末ごろの状況である。

(7)

しかしながら中部や東南部諸州においては典型的マナーが支配的であり、ここには大領主ごとに宗教的領主の土地が多く存在し、農民経済の発展は未だ領主的商品経済の底に埋没しており、大領主は広大な所領の中に充分な労働力を確保することができ、またこの確保にもとづいて領主は自ら市場に農業生産物を販売していた。したがってここでは商品経済の展開は賦役の強化という形をとつて現われ、農民層の階層分化の方は余り進行せず、領主による搾取の増大は、階級間の対立を激化させるばかりであった。

(8)

(1) E. Power, *Medieval English wool Trade*, 1941, p. 33.

(2) コスミンスキー「世界中世史研究」邦訳第一巻第二分冊、153頁。

(3) E. Power., *op. cit.*, pp. 33-35.

(4) R. J. Whitwel, *English Monasteries and the Wool Trade in the 13th. Century*, *Vierteljahrschrift für Social-und Wirtschaftsgeschichte*, **II**, S. 14.

(5) E. Power, *op. cit.*, pp. 34-35.

(6) *ibid.*, pp. 30-31.

(7) コスミンスキー「十三世紀における賦役と貨幣地代」奏玄竜訳、53—54頁。

同「イギリス封建地代の展開」奏訳、144頁。前掲「世界中世史研究」154頁。

(8) 上掲奏訳書、43. 54. 57頁。前掲「世界中世史研究」154頁。

## 2

ところで生産力の一般的増大は、英国の内外商業を一層発達させる。都市の農産物に対する需要の増大は、周辺農村のための地方市場の形成を促し、ここに国内市場が成立する。この発達を促進したものに、羊毛を中心とする外国貿易の著しい発展があつた。

羊毛貿易の発達はフランダース毛織物工業の発展に導かれてのものであつた。12世紀に始まるフランダース毛織物工業の展開は13世紀になるとますます著しくなり、英国産羊毛に対する需要もますます増大し、羊毛貿易の発展が顕著となり、13世紀末には羊毛輸出関税は王室財政収入の主要な一環となつて現われる。

ところでこの羊毛貿易の担当者殆んどは外国商人であつたのである。12世紀にはフランダース商人が羊毛貿易の主要な担ひ手であり、13世紀にはイタリア商人が進出し、前者と競争関係にはいり、13世紀末にはフランダース商人は英国の羊毛貿易からは駆逐されてしまうわけであるが、これら外国商人達による羊毛取引の特徴としては、英国の羊毛仲買商人 <sup>(1)</sup> Woolmonger, Woolman の手を経ることなく、彼等自身あるいはその代理商が大羊毛生産者たる修道院や僧俗のバロン達と直接取引契約を結ぶのであり、領主は自己の直領地 demesne で生産された羊毛をこれら外国の輸出商人に売り渡すばかりではなく、「輸出商人と小生産者との『非職業的』中間商人」(E・パワー)のようなものであつて、その領地で生産されたすべての羊毛を売り渡すことを彼等と契約しており、大羊毛生産者たる領主と小生産者たる農民との対立は、羊毛取引を廻つて深刻なものがあつた。外国商人が購入した羊毛は、最寄りの港に集められ、そこで船積みされ、大陸向けの商品として輸出されていた。「13世紀の羊毛貿易の特徴」は、このようなものであり、したがつてこの時代をE・パワーは「卸売契約の時代」と名づけている。

しかしながら領主経済の発展の底には、それとは矛盾的な関係にある農民経済の発展があることは、先にみた通りである。領主経済の下における羊毛の一括取引・卸売契約の方法は、領主と農民との相反する利害を内包してお

り、それを隠蔽する。農民経済の発展は、矛盾を拡大し、それを外在化する。農民経済の発展は、直接的取引契約を打破し、社会的分業をおし進め、生産者と輸出商人との間に中間商人・羊毛仲買商人の介在を促す。流通過程の再編成が行なわれる。

農民経済での羊毛生産の小規模な性格は、外国市場目当ての大規模な卸売取引と矛盾している。大市場では、販売は「大規模・大量的」でなくてはならない。小規模生産と大規模取引との矛盾の解決は中間商人——羊毛仲買商人の出現によつてなしとげられる。

農民経済の発展にもとづく農民層の分解は、富農のほかに、商・工業者を析出する。析出された羊毛仲買商人は、販売費を節約し、販売を「小規模・偶然的なもの」<sup>(3)</sup>から、「大規模・規則的なもの」に転化せしめる。

羊毛仲買商人は、もともと「収獲期に一週間、その領主の土地で働いた、ヘンヘー二世治下の *Suffork Villager* のような全く賤しい」人々の後裔であつたが、その一部は「教区都市や港の市民」からも成り立っていた。

<sup>(4)</sup>このような仲買商人は、農民が羊毛を売りうる唯一の商人として独占的地位に立ち、また前貸の形態によつて商業的高利貸付取引の機能を営み、小生産者を自己に従属せしめることができた。したがつて「これらの英国仲買商人は大土地所有者と対立し、小生産者と取引することに大なる利益を有し」領主経済を基盤としていた外商商人とは鋭く対立したのである。ここに「直領地牧羊業の衰退に比例して、中間商人の重要性が高まつた」のは当然であろう。

<sup>(5)</sup>羊毛仲買商人の活動は13世紀の末頃には、西部、北部、東部等の *Shrewsbury, Ludlow, York, Lincoln, Grantham, Louth* を中心として、南部や中部の *Andover, Winchester, Dunstable* 等の全国至るところの町の中でみられ、その仕事は彼等自身が直接羊毛貿易に乗り出すほど強力なものとなつていた。

<sup>(6)</sup>農民経済に直接的な基礎を持つ中間商人の登場は、それに照応した国民的羊毛輸出商人＝ステーブル商人の形成を促す。先に我々は13世紀の羊毛貿易

は外国商人の手中にあつたと述べてきた。だが全くこの部門に英国商人が登場しなかつたわけではない。英国商人の海外貿易の歴史は遠くアングロ・サクソンの時代にまで遡ることができるのであるが、彼等が歴史の舞台に華々しい姿で打つて出るのは13世紀も後半にはいつてからのことであつた。残存する資料によると、1265年以後引き続き英国商人達は、フランダース、ブルージュ等に羊毛を輸出していた。1272年のヘンリー三世の羊毛輸出特許状は、外国商人ばかりではなしに、London, Shrewsbury, Lynn, Winchester, Bristol, Beverley, York 等の英国商人にも与えられている。その翌年のエドワード一世による特許状更新の際には、外国商人65パーセント<sup>(7)</sup>に対して、英国商人35パーセントの割合で特許状は交付されており、1271年から1276年の特許状制度の下で行なわれた羊毛貿易では、450人の英国商人が羊毛輸出特許状の下付を申請している。また特許状制度の下での厳しい監視の眼をくぐつて密輸も相当に行なわれた模様で、同時代の密輸調査によれば多数の英国商人がリンコーンシャ、ヨークシャ、あるいはロンドン等で羊毛貿易に従事していたことが示されており、ロンドンの密輸調査は首府の市民のみならず、Dunstable, Shrewsbury, Loudlow, Winchester 等の21人の国内の大商人が密輸に関係していたことを語っている。

このような羊毛貿易に従事した英国商人達は、1296年にアントワープにおいて、ブラバント公ジョーンから同国との貿易に関する免許状を交付されたことに基づいて、一組合を結成した。これがステープル商人組合の起源であると云われているが、この免許は英国商人全体に与えられており、その組合員も免許状から推して英国諸都市の全商人を網羅したものであり、彼等は自主的に組合を結成することによつて、羊毛貿易の上で強力な地位を占めている外国商人に対抗しようとしたものであつたと考えられる。そしてこれ以後彼等は羊毛貿易の上で次々に重要な地位を占めることになるが、それについては後に述べることにしよう。

以上これまでの検討を通じて、我々は不充分ながら、13世紀末の英国の経済構造が羊毛を中心としながら領主経済と農民経済との相克の上に形成されており、生産と流通を廻る両者の対抗は、一方では大羊毛生産者→外国商

人、他方で小・(中)生産者→羊毛仲買商人→ステーブル商人という系列を横成しており、後者が次第に前者を克服せんとしつつある様相を述べてきたつもりである。

① E. Power, op. cit., p. 51.

イタリア商人は当初貿易商としてではなく papal tax の徴収者としてイングランドを訪れた。イタリア商人がフランダース商人を駆逐したのは彼等が法王の勢力と結びついていたためで、彼等は「法王の商人」と称せられ、その強大な資力をもって英国王室に対する借款を与え、その保護下に立つた。と同時に彼等は個人的貸付業務を営むことによつてユダヤ人高利貸を駆逐するに至る。そして彼等は papal tax の徴税者としてかき集めた羊毛を、自分達で輸出し始めるに至つた。(M. M. Postan, *The Trade of Medieval Europe*, Cambridge eco. Hist. of Europe, II, pp. 237-238)

(2) *ibid.*, p.22. M. M. Postan & E. Power, *Studies in English Trade in The 15th Century*. 1951. p52.

(3) 工業者として析出された者に13世紀の農村毛織物工業者がある。この点については Carus-wilson, *An Industrial Revolution of the 13th century, in Medieval Merchant venture*. pp.183—210. を参照されたい。

(4) E. Power, op. cit. p. 46.

(5) *ibid*, p. 47.

(6) *ibid.*, p. 46

(7) Lipson, *The Economic History of England*. I, 1929, p. 486.

(8) *ibid.*, p. 486. E. Power, op. cit., p. 59.

(9) 「初期の時代にはステーブルは任意なもので強制的なものでなかつたことは明らかである。それは海外貿易の公認のセンターであり、組織された商業団体の確固たる支柱であつた。」(Lipson, op. cit., p. 473.) 尚、張漢裕『イギリス重商主義研究』所収拾文「ステーブル及びステーブル商人の歴史」205頁を参照のこと。

### 3

マグナ・カルタ(1215年)以後、王権は衰微し、貴族の勢力が増大した。とくに先王ヘンリー三世の失政によるシモン・ド・モンフォールを指導者とした貴族の反乱(1258—1264年)は、国民的な支持をえて、この傾向にますます拍車をかけた。これに対し王権の回復・強化を計ろうとしたのが、エドワード一世(1272—1307年)およびエドワード二世(1307—1327年)の政策である。増大した貴族の勢力に対し、王権の回復を計る道は二つしかない。一つ

は増大した貴族の勢力を縮小し、王の優勢を取り戻すことであり、他は対外的領土の拡張である。国民の眼を外部にそらす方法は、しばしば支配者のとる方策である。

ジョン王（1199—1216年）以来大陸の土地を失ったイングランドは、対外的領土の拡張をウェールズ・スコットランド等の辺境地域の征服に求めることとなつた。かくしてイングランドからする他の地方への攻撃が始まる。1277年エドワード一世はウェールズに対する攻撃を開始し、ついで1294年にはスコットランドに対する戦いを始めた。戦争の経過を説明することは本稿の直接の目的ではないので省略することとして、その結束だけを簡単に述べておこなうならば、この戦争はウェールズに対する一応の勝利、および対スコットランド戦争については失敗（エドワード二世の1322年）という結果をもたらした。もとよりエドワード一世の戦争政策の目的が、地方的権力の各々を全国共通の支配者の下に統合することによつて、これまで数ヶ国に分立していた英国を一個の総体としてまとめ上げようとするものであつたことは、先にも一言したとおりである。<sup>(2)</sup>

さらにまた、エドワード一世の政策は封建的主従関係にまで及び、これまでのような形式的な、単に国王への忠節の宣誓によつて臣下の礼をとるといふ関係を、相互に共通の利益と義務とによつて結び付けられる関係へと置き換え、中世的な地方分権制度を中央集権的支配体制に再編成することによつて、王権の強化を計ることであつた。<sup>(3)</sup>

このようなエドワード一世による王権強化の道を、経営者化した中・小領主層、ならびに上層農民および商人層を中軸とする新興階級は積極的に支持した。

すでに述べたように、13世紀末には領主経済の全盛期とはいいながら、そこには農民経済の目覚ましい発展があり、前者とは対抗的な関係に立つに至つた。西部・東部・北部諸州を中心とする農民経済の発展は、貨幣地代を成立せしめ、中・小領層は軍事的な性格を失ひ、雇用労働に依存することとあいまつて、彼等は事実上村の農業経営者となつていた。商品経済に巻きこまれた彼等は、大領主の恣意による中世的分権主義を打破し、国内市場を發展

させるという共通の利害にもとづき、上層農民や市民層との結合を強めた。<sup>(4)</sup>したがつてこの領主層は、市民や上層農民と同じように、国家の一層の中央集権化を利益とし、それと同時に、王の役人、ことに地方役人の恣意を制限することを望んだ。

これに対し、南部・中部諸州を中心とした大土地所有者たる僧俗のバロン達は、商品経済の発展にもかかわらず賦役制度を存続させ、それを強化することによつて自らの地位の保有を計つた。ここに彼等は頑強にその身分的特権を守り、すなわち中世的な地方分権制度の維持に努めたのであるが、新興階級の支援のもとに進行する中央集権化による王権の伸張を喰ひ止めることはできなくなりつつあつた。

新興階級の支持のもとに行なわれたエドワード一世の中央集権政策によつて、中世的な地方分権制度は廃棄され、国民的経済統一の基礎が打ちすえられることになつていつた。このような動きは、すでに先王ヘンリー三世の時代の度量衡における統一や、パン・ビール・毛織物の法定価格 *Assizes* の布告にみられる。しかしながらこうした種類の統一は、どちらかといえば、王室と直接に利害関係を持つていたものであつた。ところがエドワード一世の立法の場合は、これまで個々の自治都市で慣習的に行なわれ、地方的制限の中で保持されていた規制を、地方的特権を打破することによつて一般化し、国民的規模に高めることによつて商業および産業の国家的規制を作り上げ、商品生産・商品流通を円滑化することであつた。このような規制はエドワード二世に引き継がれ、地方的権威は一層打ち破られ、それに代つては議会が重要な役割を果すようになっていつた。<sup>(8)</sup>

エドワード一世の国民経済統一の仕事は、宮廷からの外国人貴族の追放、1290年のユダヤ人の追放等によつて着々と成功を納めてゆくのであるが、なかでも議会制度の確立と財政制度の再編成は、国民経済統一を計るエドワード一世の二大事業であつた。その前者についてはいまは述べない、とりあえずオ二の財政政策を中心とするエドワード・二世の統一化政策について述べることにしてみよう。

(1) この点については今井登志喜「英国社会史」(上) 86—97頁参照。

- (2) アンドレ・モーロア「英国史」(上)邦訳 231頁。  
W, Cunningham, Growth of English Industry and Commerce, early and middle Ages, 5th ed., p. 263.
- (3) *ibid.*, p. 262.
- (4) このような傾向に拍車を掛けるものとして、年収20ポンド以上の自由な土地保有者は如何なる出身のものであれ、騎士になることを規定した1278年の法令がある(「騎士の強制」)。
- (5) コスミンスキー「世界中世史研究」邦訳 1の2、155頁。
- (6) Cunningham, *op. cit.*, 3th ed., (以下これによる) p. 243. 白杉左一郎「資本主義成立史の原型」オ一分冊 82頁。
- (7) リブソンは云う。「エドワード一世は特権都市の独占を破壊することを試みた最初の王であつた。」*op. cit.*, I. p. 450.  
*ipid.*, p. 245. p. 265.
- (8) エドワード二世の時代にはいと産業保護政策が重要な意味を持つてくるようになる。*Lipson, op. cit.*, I. p. 398.
- (9) Cunningham, *op. cit.*, p. 281.

#### 4

前項で述べたようにエドワード一世の政策は国民的統一化のそれであり、アンドレ・モーロアも述べているように、「エドワードの主要目的は、もはや、ノルマンディーを再び獲得することでもないし、またアンジュー家の帝國を再建することでもなくて、ウェールズを征服し、次いでスコットランドを帰服せしめて、大ブリテン島の統一を計ることである。」このような統一のための戦争による財政支出の増大は、国王が貨幣経済に巻き込まれたこととあいまつて、もはやそれまでの封建的貢租＝土地収入では補ぎなうことができない。新たに財源が求められねばならぬ。

王の追加的財源として先ずオ一に考えられるのは、軍事的義務を免れる「軍役免除宴加金」であるが、これはもはや易々と出す者がなくなり、1322年までに消滅する。オ二に、動産および不動産に対する課税であり、これは農村におけるいわゆる「十五分の一税」、都市における「十分の一税」という型をいつて現われるのであり、すでに1188年ヘンリー二世時代に始まり、1334年には議会で正式に決定される。さらにオ三番目には、外国貿易の発展に伴い輸出入商品に課せられる輸出入税がある、いわゆる「関税 *custom*」

であり、エドワード一世はそれまで、中世的な地方分権主義にもどづいてそれぞれの地方的規則によつて個別的に徴収されていた関税を一般化することによつて、国民的規模にまで拡大した。

関税徴収の権利がなぜ国王に帰属したかは全く不明確で、諸家の見解もまちまちで、ドウエルはそれを国王の保護を獲得するための云わば保険料として、商人がすすんで提出したものであると考え、ホールは関税は国王大権の漠とした不明確な権利に帰属するものであるとみている。そしてまた課税の起源もリチャード二世の身代金として、十分の一税の四分の一を提供した時に求められているが、それは一先ずさておき、先へと進もう。

エドワード一世は即位後間もない1275年、ウエールド戦争の前夜に、羊毛、羊毛皮 *wool-fells*、毛皮 *fells, leather* 等のいわゆるステーブル商品に対して、旧関税 *old custom, Antiqua Custuma* と呼ばれる国家的関税を初めて賦課した。関税の率は羊毛一袋および羊毛皮三百枚当り半マルク (6s.8d.)、毛皮一ラスト (12ダース) 当り 1 マルク (13s. 4d.)、錫および鉛一封度当り 3 ペンスで、エドワード一世はかかる関税を課するに当つて、事前に商人達の内諾を得た後、さらに議会の承認を求めた。

この関税の承認に当つて議会在が如何なる活動を行つたかは明らかではないが、商人達がこのステーブル商品に対する輸出税の賦課に同意した理由は、フランダース貿易の再開にあつた。

これより先1273年エドワード一世は、一部の特許状所有者を除いて羊毛その他のステーブル商品の輸出を全面的に禁止した。この処置は、これまで地方的な条令によつて行なわれていた羊毛貿易を、国家的管理の下に行なうための予備的処置であり、これは翌年さらに厳重な禁令と特許状の更新および密輸の徹底的取り締りによつて強化された。これに対し英国商人達はエドワードの下に三人の指導的商人を派遣し、貿易再開の条件について討議を重ねた。和解の条件は、王がステーブル商品の輸出に国家的関税を賦課し、その税率は翌年の議会で決定すると云うことであり、この決定にもとづいて貿易は直ちに再開され、1275年に旧関税が賦課されるのであるが、この年開かれた議会には商人は参加せず、別に会合を持つた。ということで、これが商人

会 *merchants assembly* の始まりである。

(11)  
とここでこのような国家的関税制度は、すでに述べたように王室財政の危機と絡み合つて成立してくるのであるが、それは単に財政的意義にとどまらない。農民経済の発展にもとづく新興階級の抬頭は、中世的な地方分権主義に対する国家主義、ないし国民主義の抬頭となつて現われ、エドワードはこれに便乗することによつて自己の権力を強め、貿易の国家的管理を行なつたのであり、それはまたさらに、ステープル商品に対する国家的関税の賦課を通じて、領主経済の繁栄の一角から富を吸い上げることとなり、それによつて封建領主の経済的土台を揺がし、その勢力を弱めることとなつた。

国民的統一のためのエドワード一世の戦争政策は1294年にはスコットランドへの攻撃となつて現われ、戦争による戦費の増大は、再び王室財政の深刻な危機をもたらす。エドワード一世は1294年戦費調達のため、旧関税以外に羊毛生産者たる貴族から強制的借款を取り立て、同時に商人に対し、サックスおよびラスト当り40シリングの特別税を要求した。これがいわゆる「マルトーテ *maltote, malatoita*」である。そして王はマルトーテの賦課と同時に、1295年ホーランドとの同盟にもとづき羊毛をドルトレヒトに、翌1296年にはフレミングならびにブラバントとの同盟によつてブルージュとアントワープに輸出することを命じた。そして羊毛その他のステープル商品の輸出は、マルトーテを支払つた商人に対してのみ許可され、しかも商人は将来の利潤を引き当てるに、王に対し借款を与えねばならなかつた。

(13)  
羊毛輸出に対する法外なマルトーテの賦課は、羊毛貿易に関係した全ゆる階級の反対を呼び起した。しかしながら商人のマルトーテに対する反対は消極的でしか有り得ない。彼等はその負担を生産者ならびに消費者に転化し得る。したがつて彼等はステープル商品の輸出権と引き換えに、法外なマルトーテに不満を感じながらも、それを納めることができる。これに反し、羊毛生産者たる貴族ならびに農民はその「苦情の前面にこのマルトーテを置いた。」彼等の要求はマルトーテの全面的撤廃である。マルトーテは、それがすべて外国の消費者に転嫁されうるといふエドワードの言明と喰い違い、<sup>(14)</sup> 現実には生産者価格を圧迫したため、生産者はその廃止を要求した。この要求は

1297年の貴族を中心としたクーデターとなつて現われ、羊毛貿易に関係した全階級は“the presentation of a statement of grivances”に結束し、クーデターを指導した貴族の運動を支持した。そしてこのクーデターの結果、王は旧関税以外は徴収せず、また将来王の絶対的必要の場合にも、議会の同意なしには1マルク半以上の関税をステーブル商品に賦課することはない。という条令が発布されるに至つた。

その後<sup>(15)</sup>1298年エドワード一世は、ステーブル商品の輸出港を Newcastle-on-tyne, Hull, Boston, Yarmouth, Ipswich, London, Sandwich, Bristol, Southampton の九港に指定し、それぞれの港に関税吏を置き、輸出商品はそこで関税を支払つた後に輸出さるべきことが命じられた。この制限の目的は関税徴収を確実ならしめるための財政的な処置である。<sup>(16)</sup>と同時に、輸出港の指定によつて英国の貿易は国家的管理、統制を受けることとなつた。

次いで1303年エドワード一世は、カルタ・メルカトリア Carta Mercatria の特権譲渡を代償に、外国商人による輸出入には旧関税以外に、羊毛一袋3シリング4ペンス、ブドー酒一樽等当り2シリング、蠟百キロ当り1シリング、染色織物一反につき2シリング、半染色織物1シリング6ペンス、白布反当り1シリング、その他の商品20シリングにつき3ペンス(羊毛を除いて他はミカエルマス用商品)等の新関税 new custom, Nova Custuma を賦課した。そしてこの協定にもとづき外国商人はその取引に必要な一切の自由と特権を獲得した。次いでエドワード一世はヨークに商人会を召集し、英国商人に対して同様な関税の承諾を求めたが、商人会は旧関税の増大は英国商人に何物をも与えず、むしろその利益に反ずるとして、これを拒否するに至つた。<sup>(17)</sup>これに対し王は、新関税を固執することなく英国商人との対決を避けた。これは1297年のマルトーテに対するクーデターの苦い経験を持つエドワードにとつて当然の処置であり、また当時関税収入の大部分が主として外国商人の取り扱い商品によつて挙げられており、国民的な輸出商人の形成があつたとはいえ、いまだ貿易の大半が外国商人、なかんづくイタリア商人の手中に握られており、したがつてエドワードはその所期の目的の大半を達成することができたからであつた。<sup>(18)</sup>

輸出入商品に対する新関税の賦課は、貴族に対し二重の苦悩を与えることになった。ミカエルマス商品に対する輸入税は、外国商人による商品価格のつり上げをもたらし、その消費者たる貴族に対する打撃となり、また羊毛輸出税の増額は、生産者価格の低落をはなはだしくし、外国商人と直接取引関係を結んでいた土地貴族に対し、これまた大損害を与えることとなり、新関税<sup>(19)</sup>を巡る貴族と国王の争いは、次のエドワード二世の時代にはいつて表面化するに至る。

- (1) アンドレ・モーロア「英国社会史」邦訳(上) 231頁。
- (2) Cunningham, op. cit., I. p. 278.
- (3) ibid., I. p. 246.
- (4) ・アンドレ・モーロア、前掲書、235—236頁。
- (5) Dowell., Taxation. I. p. 75.
- (6) H. Hall., The. Customes—Revenue of England, J. 1885. p. 58. p.64.
- (7) ibid., II. pp. 117—118.
- (8) E. Power, op. cit., p. 75. H.Hall, op. cit. I, p. 67.
- (9) E. Power, ibid., p. 76.
- (10) Cunningham, op. cit. I. p. 264.
- (11) E. Power, op. cit. p. 68.
- (12) J. E. A. Jolliffe. The Constitutional History of Medieval England. 1931., p. 357. Lipson, op. cit., I. p.522.
- (13) E. Power, op. cit., p. 96.
- (14) ibid., p. 78.
- (15) H. Hall, op. cit., I, pp. 68—69.
- (16) Lipson, op. cit., p. 472.
- (17) H. Hall, I. p.69. II. pp. 119—120.
- (18) J.E. A. Jolliffe, op. cit., p.401.
- (19) E. Power. op. cit., p. 80. もつともパワーは生産者価格へのマルトーテの影響は少なかつたといっている。

## 5

エドワード二世の治世は、新関税を廻る王と貴族の紛争の時代であり、外国商人と国民的輸出商人との羊毛貿易を廻る争いも、次々に表面化し、政治的な渦巻の中で深刻な様相を帯びてくるようになる。

エドワード二世の治世にはいつてからもしばらくの間、外国商人はミカエ

ルマス商品の輸入をほとんど独占しており、これを廻る英国商人との紛争は余り顕在化しなかつた。しかしながら彼等は羊毛輸出貿易を廻つて激烈な斗争を行なつていた。前項で述べたように英国商人は羊毛輸出に対するマルト<sup>(1)</sup>ーテの賦課を拒否し、新関税を支払わなかつた。したがつて新関税の支払いを続ける外国商人は英国商人との競争において決定的に不利な立場にあり、その負担を生産者に転化するに至る。外国商人と取引関係を持つ貴族はこれによつて莫大な損害をこうむり、同時に、ミカエルマス商品に対する新関税の影響は消費者価格50パーセントの騰貴をもたらし、貴族は二重の苦悩を味<sup>(2)</sup>わねばならなかつた。そこで貴族を先頭とした議会はエドワード二世に対して即位後間もない1309年新関税の停止をせまり、ついに一年間新関税は停止される。しかしながらその翌年新関税の影響はたいしたものではないという理由で、エドワードはこれを復活する。

<sup>(3)</sup>だが新関税に対する抵抗はいよいよ強まり、貴族の外国商人に対する怨嗟の声も次第に烈しくなり、これに便乗した英国商人の支援の下に1312年のクーデターは新関税の廃止をもたらし、ついに1322年の王権の回復までは新関税の賦課は不可能であつた。

<sup>(4)</sup>1312年のクーデターは、羊毛価格の低落とミカエルマス商品の価格騰貴に反対する貴族と、ならびに羊毛貿易から外国商人の勢力を駆逐しようとする英国商人との同盟によつて行なわれたものであり、その共通の目標はカルタ・メルカトリアの廃棄であつた。このクーデターの結果、新しい勅令が発布せられ、それによると、「王国の関税は、外国人によつてではなく、王国の人民によつて保持され、受け取られる」ことが規定され、それはまた、エドワード二世の始めから「関税の利益を享受していた全ゆる外国人」は、彼等が「妥当な勘定を支払う」のでない以上は、「彼等が見出されるところにおいて、彼等の商品とともに逮捕されるであろう」という厳しい規定をもつていた。

<sup>(6)</sup>この1312年の勅令によつて、それまで関税の請負と借款供与によつて王室財政の主要な一翼を担つていた外国商人は痛打をうけ、羊毛貿易からの後退をよぎなくされた。そしてエドワード二世としては、その財政的基盤の重点<sup>(7)</sup>

を本国商人の上に置かざるをえなくなり、ここに英国商人が政治の表舞台に登場する。王とステープル商人との提携は、翌年のステープル組織の勅令となつて具体化される。

1313年、「英国ステープルの父」エドワード二世は英国商人に対して強制的市場、すなはちステープルの組織を命じた。そしてステープルはセント・オマーに固定され、その他の場所においては羊毛その他のステープル商品の売買は禁止されるに至つた。ここに従来 of 自主的な英国羊毛輸出商人の団体は公的に承認強化せられ、<sup>(8)</sup> 次々に特権的な性格を持つに至り、羊毛貿易の独占に向つて進み始めることとなつた。

エドワード二世の勅令は、海外貿易に従事した英国商人の保護・育成、外国商人の排除という意味を持ち、したがつて外国商人達はこの勅令に猛烈に反対した。すなわち「外国商人は貿易上の如何なる制限もない運送上の自由を求め」ることによつて、これまで羊毛貿易の上で占めていたところの優越的な地位を確保しようとしたからであり、英国商人による貿易統制は、競争者に対する圧迫の手段を彼等に与えることとなり、外国商人にとつては決定的に不利であつた。したがつて「この勅令は英国内の外国人団体の利益と衝突し」、また「勅令の作用は…反外国人政策として最善のものであつた。」ということができよう。

<sup>(9)</sup> しかしながら、かかる企てもいまだ「流動的・実験的なもの」(ポスタン)にすぎなく、1316年から1324年にかけてステープルは諸外国を移動し、そしてこの1326年には外国ステープルは全く廃止せられ、ステープルはいわゆる国内ステープルにのみ限られ、海外貿易は何らの制限も受けず、自由に行なわれることとなつた。

<sup>(10)</sup> 1326年のステープル条令に先立ち、エドワード二世は1317年、旧関税以外に羊毛袋当り10シリング、ブドー酒トン当り5シリング等の助成金を獲得することに成功し、そして1323年にはこの率は、英国商人40シリング、外国人民住者<sup>(11)</sup> 46シリング8ペンス、外国商人50シリングと大巾に引き上げられ、新関税の復活は議会の公然たる承認を得ることとなつた。

そして1326年5月には、ステープル商人の輸出独占<sup>(12)</sup> に対する外国商人の苦

情、および彼等の生産者価格圧迫に対する処置として、ステーブル条令が発布され、これまで設けられていた外国ステーブルは廃止されることとなり、ステーブルはイングランドの Newcastle-on-Tyne, York, Lincoln, Norwich, London, Winchester, Exeter, Bristol, アイルランドの Dublin, Drogheda, Cork およびウエールズの Shrewsbury, Carmarthen, Cardiff 等の14ヶ所に限られることとなった。だがそれと同時に、外国商人は定められた国内ステーブル以外の場所では羊毛買付けを禁ぜられることとなり、外国羊毛輸出商人と羊毛生産者との直接的な接触は遮断され、国内の羊毛仲買商人は保護されることとなった。

外国商人の反撃はさらに続けられ、翌1327年エドワード三世が父の後継者として即位すると同時に、王は対スコットランド戦争の戦費捻出のため、外国商人に対して輸出羊毛一袋または羊毛皮一ラスト当り1マルクの特別税、およびその他の強制的借款を得ることを条件に、前年のステーブル条令を停止することとなり、国内での羊毛取引は自由化され、英国商人は一応表面的には敗退せざるを得なかつた。<sup>(14)</sup>しかしながらこれはあくまでも表面上の問題であり、このような外国商人の反撃期にあつても、外国商人に対する英国商人の権益は、外国商人と英国商人との関税率の格差の中にしっかりと守られており、彼等は羊毛貿易の中で充分外国人と太刀打ちできたのである。そして彼等は再び攻勢に転じ、1332年から1334年にかけて国内ステーブルを復活させ、1336年には羊毛関税の引き上げ（従来羊毛一袋当り2ポンド+1ポンドの臨時輸出税）および羊毛一袋当り1ポンドの借款を認めることを条件に、ステーブル商人はエドワード三世から羊毛輸出の独占権を獲得することとなり、1339年に始まつた百年戦争の初期の段階においてその地位を確固不拔<sup>(15)</sup>のものとするに成功したのである。

(1) E. Power, op. cit., p.80.

(2) J. E. A. Jolliff, op. cit., p.402.

(3) E. Power. op. cit. p.80. J.E.A.Jolliff. ibid., p. 402.

H. Hall, op. cit., I. p. 89.

(4) E. Power, ibid., p.80. アシュレー「英国経済史及び学説」野村兼太郎訳97—98頁。

(5) 英国商人達がカルタ・メルカトリアに如何に反対したかは H. Hall, op. cit., I.

pp.89-90. をみよ。

- (6) 1312年の議会の承認を受けた New Ordinances. H. Hall, *ibid.*, I. appendix. p.208.
- (7) *ibid.*, I. p. 137.
- (8) M. Postan, *op. cit.*, p. 242.  
これをもつてステープル史の才二段階と一般にみられている。
- (9) Lipson, *op. cit.*, I. p. 473.
- (10) M. Postan, *op. cit.*, p. 242.
- (11) J. E. A. Jolliffe. *op. cit.*, p. 402.
- (12) H. Hall, *op. cit.*, I. p. 92.
- (13) Bland, Brown, Tawney, ed., *English Economic History, select Documents*, p. 181.
- (14) *Statute of Realm*, I. p. 259.
- (15) F. R. Barnes, *The Taxation of Wool, 1327—48*, (*Unwin, Finance and Trade Edward III*, pp.143—4.)

角山 栄「エドワード三世時代」西洋史学 13号 62—63頁。

(1958. 6. 26)